

## 第八章 国家の中心としての宮廷

1 例えば、Jürgen von Kruedener, *Die Rolle des Hofes im Absolutismus*, *Forschungen zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 19 (Stuttgart 1973)を参照せよ

2 AN O I 713 ‘Répertoire Alphabetique des charges qui pretent serment entre les mains du Roy, avec le montant desdits sermens’ を参照せよ。同史料には国王に忠誠を誓うにあたりおよそ 6000 から 14000 リーヴル（後者の額を支払ったのはギュイエンヌ総督のみである）を国王に支払った総督たちの名が含まれている。古くからある諸地域や地方三部会地域の総督たちは少なくとも 10,000 リーヴルという大金を支払っていたが、その額は大法官、あるいは宮廷高官たちの支払い額（8,000 リーヴル）をはるかに超えていた

3 Barbiche, *Institutions de la monarchie française* 第三部 (pp. 313-406) を参照せよ。とりわけ pp. 313-319 では、部分的に重なりあってはいるもののしばしば一致していない地方総督府、総徴税区、地方長官管区といった様々な行政主体が概観されている

4 Robert R. Harding, *Anatomy of a Power Elite: The Provincial Governors of Early Modern France* (New Haven and London 1978), pp. 8ff; Michel Antoine, ‘Gouverneurs de Province’, in *DGS*, pp. 667-671. (1589-1715 年の在職者リスト付き); Id, ‘Les gouverneurs de Province en France (IV<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> siècle)’, in *Prosopographie et genèse de l'état moderne. Actes de la Table ronde de Paris, 22-23 oct. 1984*, ed. F. Autrand (Paris 1986), pp. 185-194.

5 スペイン統治下のネーデルラント諸州における代官と比較せよ。そこでは、王朝や総督と縁のある女性たちが、しばしばハプスブルク家の君主のためにいくつかの諸州を統治しており、それらの諸州と強い紐帯で結ばれていた

6 Antoine, ‘Gouverneurs de Province’, in *DGS*, pp. 667.

7 Harding, *Anatomy*, pp. 199-202. 1614 年に開催されたプロワの全国三部会は国内にある要塞の取り壊しを提案した。1626 年の勅令で規定されたように、これは守備隊の削減を考慮してのことであった

8 Harding, *Anatomy*, pp. 203-204 を参照せよ。貴族の被保護者としての地位全般については、同書 199 頁の適切な描写を参照せよ。「中央行政の誰かがそのような変化を意識的に予測していたと示すことはできないが、それでも、より官僚的なシステムは世襲システムに取って代わった。」 *ibid.*, pp. 123-124, 206 に、その他の修正主義的な評価全般が挙げられている

9 総督の軍隊における庇護関係については Harding, *Anatomy*, pp. 204-205 を参照せよ

10 Barbiche, *Institutions*, p. 328.を参照せよ

11 Harding, *Anatomy*, p. 191 に、1629年のミショウ法典第81条が引用されている

12 Harding, *Anatomy*, p. 207.

13 George Cuer, 'Gouverneurs, gouvernements', in *DAR*, pp. 604-608. 同書 605 頁では、地方長官を「行政的」領域を担当する国务会議の代表者、そして総督を「社会的」領域を担当する国王の個人的代理人として提示している。この振り分けは宮廷での展開と正確に対応している。そこでは、長らくより名声を得ていた君主の私的な領域に関わる人員と並んで「行政に関わる」構成員が増大した。以下と比較せよ。Barbiche, *Institutions*, p.391.

14 Béguin, 'Louis XIV et l'aristocratie', pp. 500-501(*Mémoires pour l'instruction du dauphin* (Paris 1992), pp. 137-138.を引証). Marion, *dictionnaire* の 260 頁は 1750 年 6 月 23 日布告を引証しているが、そこでは、地方総督は自らの地方総督管区に居住するための許可を要請する必要があると規定されていた。これと関連したあらゆるテキストの中ではルイ 14 世についても同様な記述があるが、日付や決定に関するこれ以上の言及は知られていない。この態度が回想録から推量されたものなのか、国王によって具体的な方法で本当に命令されたものなのか、ということは私から見れば不確かである。いずれにしてもベギンは、宮廷高位官職と同様の傾向を提示しつつ、ルイ 14 世治世には地方総督位の保有権がはるかに安定化したことを、換言すれば、その地位が特定の名家に付随するようになったことを詳細に明らかにした

15 Dreys, *Mémoires de Louis XIV*, pp. 401-402 を参照せよ。地方総督の過度の権威に対して、その権力をチェックするために守備隊が利用されたことが示唆されている。

16 Béguin, *Princes de Condé*, pp. 153-155.

17 Bluche, 'Longueville', in *DGS*, p. 890; Mettam, *Power and Faction*, pp. 85-86; メッタムによるラ・ロシュフコー論 (pp. 92-93)と比較せよ。ただメッタムはある一点において間違っている。衣裳部第一侍従という官職は、1699 年以来、たった一つの高位官職保持者がその責務を担ったという意味でのみ新しいものであったが、当時は 2 名の侍従によって補佐されていた。この衣裳部第一侍従はラ・ロシュフコーのために創設されたのではなく、ショーモン・ド・ギトリのために作られたものだった。BN MS f 7859, fol. 220v: 'reglement des fonctions de Grand Mtre et Mtre de la Garderobe du 26 novembre 1669'. この官職はショーモンがライン渡河中に死亡するまで彼によって担われ、1672 年 10 月から、フランソワ 7 世・ラ・ロシュフコーが衣裳部第一侍従となった。そうしてこの官職はラ・ロシュフコー家の家産のまま残されることとなった

18 Antoine, *Louis XIV*, p. 240.を参照せよ。Luynes, *Mémoires*, V, p. 58. リュイネは 1743 年のコンティの息子へ認められたポアトゥの地方総督職に付随した金銭的な恩恵について論じている

- 19 Marion, *Dictionnaire*, pp. 259-261; Cuer, ‘Gouverneurs, gouvernements’, in *DAR*, p. 607.
- 20 Barbiche, *Institutions*, pp. 98-105; Jean Bérenger, ‘Etats provinciaux’, in *DGS*, pp. 559-561 と比較せよ
- 21 Barbiche, *Institutions*, pp. 315-316.
- 22 次の優れた概説を参照せよ。Olivier Chaline, ‘Parlements’, in *DAR*, pp. 960-965; Barbiche, ‘Cours souveraines ou supérieures’, in *DAR*, pp. 362-364; Id, *Institutions*, 高等法院に関しては pp. 335-358, 財政への権限を持つ最高諸邦院については pp. 359-383.; 高等法院の歴史の重大局面についての十分にバランスの取れた評価としては、Albert N. Hamscher, *The Conseil Privé and the Parlements in the Age of Louis XIV: A Study in French Absolutism*, Transactions of the American Philosophical Society 77-II (Philadelphia 1987); Julian Swann, *Politics and the Parlement of Paris under Louis XV 1754-1774* (Cambridge 1995); より全体的な外観としては次も参照せよ。David Parker, ‘Sovereignty, Absolutism and the Function of the Law in Seventeenth Century France’, *Past & Present* 122 (1989), pp. 36-74; Bailey Stone, *The French Parlements and the Crisis of the Old Regime* (Chapel Hill and London 1986)は高等法院と地方総督管区の協働を強調する。
- 23 Barbiche, *Institutions*, p. 110: *ordonnance civile* 1667 (第1‘titre’の第2条、5条); 1673年2月24日声明。John J. Hurt, *Louis XIV and the Parlements: The Assertion of Royal Authority* (Manchester 2002).
- 24 Barbiche, *Institutions*, pp. 96-98, 48, 50, 244-246; Pierre Blet, ‘Assemblées du clergé’, in *DAR*, pp. 93-96; Blet, ‘clergé’ and ‘Assemblées du clergé’, in *DGS*, pp. 337-338, 123-125.
- 25 例えば以下を参照せよ。Arlette Jouanna, *Le devoir de révolte: La noblesse française et la gestion de l'état moderne 1559-1661* (Paris 1989).
- 26 Béguin, *Princes de Condé*. 同書はアンリの選択がプラグマティックで有益なものであったことを強調しており、フロンドの乱を、適切に進行しているプロセスから一時的に外れた、つかの間の局面として我々に提示している
- 27 同意なき課税については、例えば以下を参照せよ。Richard Bonney, ‘France 1494-1815’, in *The Rise of Fiscal State in Europe c. 1200-1815*, ed. R. Bonney (Oxford 1999), pp. 132, 146; Julian Swann, ‘War and Finance in Burgundy in the Reign of Louis XIV, 1661-1715’, in *Crises, Revolutions, and Self-Sustained Growth: Essay in European Fiscal History, 1113-1830*, ed. W. M. Ormrod, M. Bonney, and R. Bonney (Stamford 1999), pp. 294-322. 後者 321 頁によると、ブルゴーニュにおいてレイ 14 世の財政政策への反対が限定的な規模にとどまった理由は、「それらの財政政策が富裕で官職を保持するブルゴーニュのエリートたちにとって、それまでかなり有利に機能してきた」という事実から説明できるかもしれない

28 このようなことは以下の見事な研究で事例として挙がる傾向にある。John Lynn, *Giant of the Grand Siècle: The French Army 1610-1715* (Cambridge 1997), 例えば p. 606; 17 世紀前半に限定されているものの、妥当で、論拠の確かな修正主義的観点については Parrott, *Richelieu's Army* を参照せよ

29 Dessert, *Agent, Pouvoir et Société*, pp. 341-368 and conclusion; Hillyar Zmora, *Monarchy, Aristocracy, and the State in Europe, 1300-1800* (London 2001) と全体的に比較せよ

30 無論、謁見やより非公式な会談自体は部屋付きの役人、特に第一侍従や侍従長、ひょっとしたら彼らの補佐役の取りなしによってより容易に実現できた

31 Béguin, *Princes de Condé*. 同書では、Blanquie, 'Dans la main' によって追加された大侍従の権限の中に宮廷官職が含まれていない。近年の Béguin, 'Louis XIV et l'aristocratie' を参照せよ。比較するならば Duma, *Les Bourbon-Penthièvre* 並びに以下のより以前の著作群。R. Foster, *The House of Saulx-Tavannes: Versailles and Burgundy 1700-1830* (Baltimore 1971); W. Weary, 'The House of La Trémoille, Fifteenth Through Eighteenth Centuries: Change and Adaptation in a French Noble Family', *JMH* 49 (1977), D1001; Nancy Barker, 'Philippe d'Orléans, Frère Unique du Roi: Founder of the Family Fortune' *FHS* 13 (1983-1984), pp. 145-171. Dessert, *Agent, Pouvoir et Société*; Mettam, *Power and Faction*; Bergin, *The Making of the French Episcopate 1589-1661* (New Haven and London 1996); Michael Antoine, *Le gouvernement et administration sous Louis XV. Dictionnaire biographique* (Paris 1978)[, pp. 283-319 には「親族同盟」表(table of 'familles alliées')あり]. Christophe Levantal, *Ducs et Pairs et duchés-pairies à l'Époque moderne (1519-1790)* (Paris 1996); Horowski, 'oberten Chargen' は説得力のある分析を行っており、また、Newton, *Espace du roi* はレヴァンタルの著作同様豊富なデータを提供している

32 Evans, *Making*, 157-308; Dickson, *Finance and Government*, I, pp. 257-329; Id, 'Monarchy and Bureaucracy'. 上掲のディクソンの著作はともにハプスブルクによる統治に関する最も権威ある全般的記述であり、膨大な範囲の専門研究からの知見を我が物としている。James van Horn Melton, 'The Nobility in the Bohemian and Austrian Lands, 1620-1780' は当該期の貴族、領主権、そして諸身分に関する有用な概要を提供している。神聖ローマ帝国に関する正確な概要は Peter Wilson, *The Holy Roman Empire*, ならびに Helmut Neuhaus, *Das Reich in der Frühen Neuzeit*. この 2 冊は神聖ローマ帝国をテーマとする文献についての、そして同時にこの帝国の複雑に込み入った様相についての有用で最新の入門書である。上掲のエヴァンズやディクソンの著作が以下数段落に渡る記述の主たる基盤をなしているが、それに加えて、ブダペシュトでのゲーザ・パールフィならびにプラハでのペトル・マチャとの会話からもありがたい示唆を得て、これらが本書にも反映されている

33 Neuhaus, *Das Reich in der Frühen Neuzeit*, pp. 48-53 を参照せよ。また、より以前の広範な著作 O. von Gschliesser, *Das Reichshofrat. Bedeutung und Verfassung, Schicksal und Besetzung einer obersten Reichsbehörde von 1559-1806* (Vienna 1942). および、Id. 'Das Beamtentum der

hohen Reichsbehörden (Reichshofkanzlei, Reichskammergericht, Reichshofrat, Hofkriegsrat)', in *Beamtenstand und Pfarrerstand 1400-1800. Budinger Vorträge 1967*, ed. Günther Franz (Limburg and Lahn 1972), pp. 11-26 も参照。 *Reichshofrat und Reichskammergericht: ein Konkurrenzverhältnis*, ed. Wolfgang Sellert, Quellen und Forschung zur Höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 34 (Cologne 1999)も参照せよ。例えば以下の所収論文。Eva Oetlieb, 'Reichshofrat und kaiserliche Kommissionen in der Regierungszeit Kaiser Ferdinands III. (1637-1657)', pp. 47-81.

34 Goloubeva, *Glorification*, pp. 143-154. レオポルトの対トルコ戦争については、pp. 123-141.

35 ハーグ駐在の大使デラヴィルに宛てたダルジャンソン侯爵の書簡 (1745年4月4日、ヴェルサイユ)。Archives des Affaires Etrangères (AAE), Correspondence Politique (CP), Hollande 455. このことを教えていただいた Dr. Olaf van Nimwegen に心よりお礼申し上げる

36 帝国教会に対する皇帝の保護に関しては Evans, *Making*, p. 279. 帝国とウィーンの諸機関との間でのその他の人的な流れについては *ibid.*, pp. 292-299. 軍隊については、Hochedlinger, 'Mars Ennobled'. 全体的には、参考文献中のフォルカー・プレスの諸論文を参照せよ

37 下オーストリア、上オーストリア、内オーストリア、ティロール、フォアランデについては、以下を参照せよ。Dickson, *Finance and Government*, I, pp. 259; Erich Zöllner, *Der Österreichbegriff* (Vienna 1988), pp. 48-53. 煩雑なことだが、「上オーストリア」という呼称については、ティロールと遠方オーストリアを合わせた領域に対して用いることもある。フォアランデ、またはフォア・デア・エスタライヒの慣習的なもう一つの訳語は外部オーストリアである

38 近いうちに出版されるペトル・マチャの著作では、ボヘミア王冠に属する諸地域の統治実践や統治構造が比較されている。また同様に、マチャの別のプロジェクトである主要な名門貴族家系のプロソポグラフィ研究は本章で議論されている様々な主題に新たな光を当てることになるだろう

39 Dickson, *Finance and Government*, I, p. 288.

40 全体的には、Evans, *Making*, pp. 235-274 を参照せよ。Pálffy, 'Der Wiener Hof und die ungarischen Stände'. ハンガリーは非常に豊かではあったが、対オスマン防衛のための高額な費用を賄うことができず、そのためハプスブルク家の支援を必要としていた。それについては以下を参照せよ。Géza Pálffy, 'Der Preis der Verteidigung der Habsburgermonarchie in Mitteleuropa: Die Kosten der Türkenabwehr in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts'. 近日刊行予定の論稿を著者パールフィは未刊行の形で提供してくれた

41 プロテスタント貴族とカトリック貴族のたどった互いに異なる道筋や、同じく下級貴族、

または騎士(リッター)身分の衰退とそれに並行して生じた上級貴族、すなわちヘレン身分の台頭については、一定の著作を示すにとどめ、ここでは脇に置いておきたい。Karin J. MacHardy, 'Der Einfluss von Status, Konfession und Besitz auf das politische Verhalten des niederösterreichischen Ritterstandes 1580-1620', in *Spezialforschung und 'Gesamtgeschichte' Beispiele und Methodenfrage zur Geschichte der frühen Neuzeit*, ed. Grete Klingenstein und Heinrich Lutz, Wiener Beiträge zur Geschichte der Neuzeit 8 (Munich 1982), pp. 56-83; MacHardy, 'Cultural Capital, Family Strategies and Noble Identity in Early Modern Habsburg Austria 1579-1620', *Past & Present*, 163 (1999)、そして近日刊行予定の彼女の著作 *Statebuilding Religion and Court Patronage: Social and Cultural Dimensions of Political Interaction in Habsburg Austria, 1521-1622* (Palgrave/ Macmillan Press, 2002). 著者マクハーディは親切にも私が新著の導入部を読むことを許可してくれた。Herbert Knitter, 'Adlige, Grundherrschaft im Übergang. Überlegungen zum Verhältnis von Adel und Wirtschaft in Niederösterreich um 1600' in *Spezialforschung und 'Gesamtgeschichte'*, pp. 84-111; Thomas Winkelbauer, 'Krise der Aristokratie? Zum Strukturwandel des Adels in den böhmischen und niederösterreichischen Ländern im 16. und 17. Jahrhundert', *MIÖG* 100 (1992), pp. 328-353.

**42** Van Horn Melton, 'Nobility', in *The European Nobilities*, ed. Scott II, pp. 110-143, 特に pp. 124-126, 133. Winkelbauer, 'Sozialdisziplinierung und Konfessionalisierung durch Grundherren in der österreichischen und böhmischen Ländern im 16. und 17. Jahrhundert', *Zeitschrift für Historische Forschung* 19 (1992), pp. 318-319, 338; Winkelbauer, 'Grundherrschaft, Sozialdisziplinierung und Konfessionalisierung in Böhmen, Mähren und Österreich unter der Enns im 16. und 17. Jahrhundert', in *Konfessionalisierung in Ostmitteleuropa. Wirkungen des religiösen Wandels im 16. und 17. Jahrhundert in Staat, Gesellschaft und Kultur*, ed. Joachim Bahlcke und Arno Stromeyer, *Forschungen zur Geschichte und Kultur des östlichen Mitteleuropa* 7 (Stuttgart 1999), pp. 307-308. ヴィンケルバウアーは領主権や領主によって発布された諸規定に関する広範な史料集を準備している。従って、主に侍従長に關係して、宮廷規約内でポリツァイ条例が言及されているのは、宮廷が主導で行ったことというよりは、宮廷の無秩序に眉をひそめていた諸身分への譲歩であったのかもしれない。ポリツァイ条例の本質について私を啓蒙してくれたウィーンのヨーゼフ・パウサーに感謝を述べたい。さらに、Winkelbauer, *Fürst und Fürstendiener*, pp. 66-158. 同書における貴族の改宗に関する研究は、貴族の改宗には、ハプスブルク家の後援や圧力の持った実質的な影響力に加えて、16世紀末のカトリックの復権が重要な意味を持ったと強調する傾向がある

**43** エヴァンズによる以下の啓発的なコメントの言い換えである。「17世紀のオーストリアは強力な統治府も強力な敵も欠いていたといえは奇妙に聞こえるかもしれない。」 Evans, *Making*, p. 169.

**44** Dickson, *Finance and Government*, I, p. 309.

**45** *ibid.* I, p. 314. 同時期に宮廷内の各部局で発展していた文書記録については、*ibid.* pp. 320-321. 文書業務の多さに対する不満については、Dickson, 'Monarchy and Bureaucracy', p.

46 17 世中葉の宮廷周辺における庇護関係に関する研究プロジェクトについては <http://www.univie.ac.at/Geschichte/wienerhof/wienerhof2/index.htm> にて確認せよ。同プロジェクトはフェルディナント 2 世およびフェルディナント 3 世統治期の『宮廷名簿』数冊に基づいて、貴族間の諸関係を明らかとすることに集中している。その中にはそのネットワークにおける貴族女性の役割の解明も含まれている。もう一つの重要なプロジェクトは現在レオポルト一世統治期の宮廷名簿の研究のために着手されたばかりである。そこでは、宮廷におけるすべての構成員や社会的グループが研究対象とされるが、恐らくこれらの宮廷内グループと外の世界との紐帯が研究されることはない。ヴィンケルバウアーによって、グンダッカー・フォン・リヒテンシュタインの伝記の形式を取って描かれた新諸侯の包括的な「集団の伝記」を参照せよ。Winkelbauer, *Fürst und Fürstendiener*. より全般的な貴族の態度や心性に関しては、歴史叙述ではいつも無視されてきた様々なテーマや人の営みに関する写真を提供してくれる以下を参照。Beatrix Bastl, *Tugend, Liebe, Ehre. Die adelige Frau in der Frühen Neuzeit* (Vienna, Cologne and Weimar 2000); フェルディナント 2 世治世からレオポルト 1 世即位後の 10 年間までの宮廷における貴族に焦点を当てたマルク・ヘンゲラー (コンスタンツ大学) の近日刊行予定の博士論文 (Mark Hengerer, *Kaiserhof und Adel in der Mitte des 17. Jahrhunderts. Eine Kommunikationsgeschichte der Macht in der Vormoderne*, Konstanz: UVK Verlagsgesellschaft, 2004.) は儀式と同様に、財政上の相互作用や貴族間ネットワークにも光を当ててだろう

47 例えば、1683 年 7 月の宮内官房に関する租税法, *ÖZV*, I, 3, no. 36, pp. 1-17. とりわけ、金額に関しては *ibid*, pp. 10-14. ならびに 1720 年の全国租税法に関しては *ibid*, pp. 388-397.

48 Jean Pierre Labatut, *Les ducs et pairs de France au XVIIe siècle: étude sociale* (Paris 1972); Levantal, *Ducs et pairs*; Labourdette, 'Ducs et pairs', in *DAR*, pp. 448-450. 聖界同輩侯とはランス、ラングル、ラン、ボーヴェ、ノワイヨン、シャロン-シュル-マルヌの聖界諸侯を指し、世俗同輩侯とはブルゴーニュ、ノルマンディー、ギュイエンヌ、フランドル、トゥールーズ、シャンパーニュの世俗諸侯のことを指す。両カテゴリーともに、前者 3 名が公爵位、後者 3 名が伯爵位を有していた

49 この展開は Ellery Schalk, *From Valor to Pedigree: Ideas of Nobility in France in the Sixteenth and Seventeenth Centuries* (Princeton 1986) によって描かれた変化を否定するものではない。この二つの変化を結び付けているのは貴族の基準を刷新し、確証しようとしていた君主側の試みである。以下の未刊行の修士論文は貴族の称号の基準と優先権の関係性をうまく説明している。Shannon Hunt, 'Zur Definition ständischer Grenzen unter den frühen Stuarts – John Seldens "Titeles of Honor" im historischen Kontext', (Münster, 1999).

50 Labourdette, 'Ducs et pairs', in *DAR*, p. 450 にて引証。以下と比較せよ。Harold A. Ellis, 'Genealogy, History and Aristocratic Reaction in Early Eighteenth-Century France: The Case of Henri de Boulainvillers', *JMH* 58, 2 (1986), pp. 414-451; Ellis, *Boulainvillers and the Franch*

*Monarchy: Aristocratic Politics in Early Eighteenth-Century France* (Ithaca and London 1988).  
Caussin and Nogaret, eds., *Noblesse au XVIIIe siècle* と比較せよ

51 Neuhaus, *Das Reich in der Frühen Neuzeit*, pp. 17-18, pp. 82-83 より引証。以下の文献は  
1608 年から 1711 年の間の重要な昇格事例をリスト化している。Pacer, 'Ökonomie der Ehre',  
pp. 361-362.

52 帝国議会における表決権(Sitz und Stimme)を得ようとしたグンダッカーの試みについて  
は Winkelbauer, *Fürst und Fürstendiener*, 8. kapitel を参照せよ。リヒテンシュタイン家、並び  
にその他の侯爵位を持つ王に忠実な名門家系全般については、Evans, *Making*, pp. 171-178.

53 Winkelbauer, *Fürst und Fürstendiener*, p. 319. (尊貴の複数形、「神のご加護によって」など);  
宮廷内の諸侯については同書第 7 章も参照せよ

54 Khevenhüller, *Tagebuch II*, pp. 43-45 (April 1745); pp. 116-117 (6. October 1746); p. 154 (May  
1747). これらの箇所ではマリア=テレジアが公爵位を持たない年長の侍従への優先権を認  
めることによって、諸侯に侍従として仕えることを納得させようとした試みについて吟味  
されている。宮廷の最高官職と年功についての短い余談は *ibid*, *Tagebuch 1764-1767* (Vienna  
1917), p. 141 (September 1765).

55 Pölnitz, *Mémoires*, I. p. 279.

56 全体として、以下を参照せよ。D. A. J. D. Boulton, *The Monarchial Orders of Knighthood in  
the Late Medieval Europe 1325-1520* (Woodbridge 1987).

57 *Toison d'Or ou recueil des statutus et ordonnances*, pp. 275-276; 近年の議論や参考文献につ  
いては以下の文献を参照せよ。Gert Melville, 'Rituelle Ostentation und Pragmatische Inquisition.  
Zur Institutionalität des Ordes vom Goldenen Vließ', in *Im Spannungsfeld von Recht und Ritual.  
Soziale Kommunikation in Mittelalter und Früher Neuzeit*, pp. 215-271.

58 騎士団の諸規定に関しては以下を参照せよ。Lünig, *Theatrum Ceremoniale*, II, 9, XXXXVI,  
vol. II. p. 1071, to vol. III. p. 1163. 金羊毛騎士団の全体的構造、諸決議、諸変化については  
*Toison d'Or ou recueil des statutus et ordonnances*. また、*Toison d'or. Cinq siècle d'art et d'histoire*  
(Bruges 1962)所収の騎士団員リストを参照せよ。騎士たちの出自や序列、および 1712 年か  
ら 1739 年の間にウィーンで催された騎士団の祝典への騎士団員の出席については Pacer,  
'Ökonomie der Ehre', pp. 353, 363-364.

59 Dickson, *Finance and Government*, I, pp. 326 は、ハンガリーに有利な諸決定のより広い背  
景事情を提供してくれる

60 Isambert, *Recueil général*, XVIII. no. 446, pp. 44-48: 同書には'Statut et ordonnance pour le



rétablissement de l'Ordre de Saint-Michel'をはじめとして、とりわけ財政上の動機から行われた貴族家系の調査に関連した様々な布告が収録されている。同じく財政的な原因から追放された諸地域の偽貴族については例えば、Caumartin, *Recherches de la noblesse de Champagne* (Chalons 1673)と比較せよ。17世紀の騎士団員に関する信頼のおけないリストが残っているが、それは騎士団が無軌道に膨張したことを暗示するものでもある

61 以下の関連記事を参照せよ。DAR, pp. 1125-1126, 1384-1388(サン・テスプリ騎士団員のリスト付き), 1392, 1395; DGS, pp.939-940.

62 18世紀を通じて行われたハプスブルクの道半ばの諸改革については Hochedlinger, 'Mars Ennobled'; ルイ14世統治期のフランスについては、Rowlands, 'Louis XIV, Aristocratic Power and the Elite Units'.

63 Le Roux, *Faveur du roi*, pp. 479-485.

64 以下を参照せよ。Béguin, 'Louis XIV et l'aristocratie'; Mettam, *Power and Faction*, pp. 88-93. もう一つのレベルにおける事例は Robert Oresko, 'The Marriage of the Nieces of Cardinal Mazarin: Public Policy and Private Strategy in Seventeenth-Century Europe', in *Frankreich im europäischen Staatensystem der Frühen Neuzeit*, ed. Rainer Babel (Sigmaringen 1995), pp. 109-151. Chaussinand-Nogaret, *La noblesse au XVIIIe siècle* pp. 163-179, 特に p. 167. さらに全般的には以下を参照せよ。Anne Lefebvre-Teillard, 'Mariage', in DGS, p. 971. Bastle and Heisse, eds. 'Hofdamen und Höflinge', 特に p. 206; Beatrix Bastl, *Tugend, Liebe Ehre. Die adelige Frau in der Frühen Neuzeit* (Vienna, Cologne, and Waimar 2000), pp. 34-83, とりわけ pp. 36-37. 名親(Patenschaft)については *ibid*, pp. 500-503; *ibid*, p.153 はアントン=フロリアン・フォン・リヒテンシュタインの言葉を引いている。'der König seye König, und er seye vatter yber seyn Kindt'. リヒテンシュタインは、皇帝の承認と弁護があつたにもかかわらず、ラムベルク家の子弟と自らの娘の結婚を拒絶した。私は、これらやその他の件で繰り返し行われた私の質問にいつも我慢していただき、情報量の多い返答を返してくれたベアトリクス・バストゥルに心から感謝したい。ところで、フェルディナント1世がトリエント公会議後の1563-1564年にニコラウス・フォン・ロブコヴィッツとカタリナ・フォン・グートウンシュタイン氏の間に準備された結婚を拒否したことと比較してみよう。フェルディナントは彼らを宮廷に連れてきたが、この成り行きはこの皇帝の死後に落ち着いた。以下を参照せよ。Petr Vorel, 'Aristokratiké svatby v čechách a no moravě v 16. století jako postředecké společenské komunikace a stavovské diplomacie', *Opera Historica* 8 (2000), pp. 191-206 (ドイツ語のサマリーを含む)。この論文を教えてくれたパベル・クラル氏に感謝する

65 Béguin, 'Louis XIV et l'aristocratie', pp. 510-511. Saint-Simon より引証

66 Saint-Simon, *Mémoires*, XVII, p. 329. そこでは、国王が結婚を成立させようと懇願したが、双方から冷淡な反応にあつたことが記されている。サン=シモン公の記述は全体的に首尾一貫しているというわけでもない。別の箇所では彼は、ラ・ロシュフーコーが'n'y consistentit gue

par respect et par complaisance’,そして両家からの冷やかな態度が国王を押しとどめたというのを付け加えて、国王の結婚の取りなしへの熱意を再び強調している。*ibid., Mémoires, V, p. 123-124.* フランソワーズ=シャルロット=アマブラ・ドビーニュ(1684-1739)は1698年にノアイユ家に輿入れした。レオンハルト・ホロウスキ氏はこれらの事例のことを私に気づかせてくれた。そして彼の詳細なプロソポグラフィのデータは、この結婚と名親に関する数段落において述べたいくつかの見解を再考させてくれた

67 ダンジョやリュイネの著作にはいくつもの結婚への豊富な言及が見られる。例えば Dangeau, *Journal, IV (1692), pp. 7, 28-29, 31-32* (ブロア家のシャルトル嬢), 22, 45(シャロレー家のメヌ嬢)。これらの事例ではともに王族の積極的な関与が見られた。王族の関与が薄い事例は *ibid., pp. 54, 58, 65, 67, 71*。そのうち国王の役割にはっきりと言及しているのは pp. 58, 71。同様に1699年の以下の事例のうち、最初のものでは(結婚の取り消しに際して)マントノン夫人の積極的な関与が、後者2つの事例では国王の関与が見られる。*ibid., [巻数がはっきりしない](1699), pp. 26, 27, 43, 52*。その52頁目では、スペイン国王がその結婚に同意しなかったため、シメイ公とヌヴェール嬢は秘密裏に結婚したということの説明されている。例えば、Luynes, *Mémoires, II (1738), pp. 21-22, 25-26* では、国王が年配のブランカ公爵の結婚を保証することを拒絶したことがはっきりと言及されている。*ibid., p. 50*、あるいは Id., *Mémoires, XIII (1755), pp. 9, 82-83, 239, 241* では、その件での歩み寄りが行われたことが語られている。最後の事例では、国王が署名したことにも言及がある。象徴的なことだが、国王がブランカ公の結婚契約に署名することを半ば拒絶したことは、公爵たちのヒエラルキーに関連したことだった

68 私がこのように書いたことへの論拠はわずかである。名親となる行為への言及は結婚への言及ほど頻繁ではない。例えば、Luynes, *Mémoires, I (1737), p. 351; XIII (1755), p. 9* を参照せよ。代父は両方の事例で王太子はあり、代母は最初の事例では王太子夫人、2つ目の事例では王妃だった。貴族家系の間では、名親となる行為は縁故や忠誠を強化する手段であった

69 本書184頁のパスサーとゴドフロワの引用を参照せよ

70 以下の論稿における数々の「失敗した」式典に関する鋭いコメントを参照せよ。Duchhardt, ‘Krönungszüge’, in *Im Spannungsfeld von Recht und Ritual*, ed. Duchhardt und Melville, pp. 291-301; Pacer, ‘Ökonomie der Ehre’, pp. 283-285 では、ウィーンの聴衆は見物人たちよりも式典参加者の方とより近い距離にいたことが指摘されている

71 最近出版された概説、および文献目録を参照せよ。*Spectaculum Europaeum: Theatre and Spectacle in Europe*, ed. Pierre Béhar and Helen Watanabe-O’kelly, *Wolfenbütteler Arbeiten zur Barockforschung* 31 (Wiesbaden 1999); *Festivals and Ceremonies: A Bibliography of Works Relating to Court, Civic and Religious Festivals in Europe 1500-1800*, ed. Helen Watanabe-O’kelly and Ann Simon (London and New York, 2000).

72 Kévenhüller, *Geheimes Tagebuch 1548-1605*. 同書は馬上試合の頻度の高さや重要性を理解させてくれる。また、その後の時期の祝祭行事とのタイプの違いについても示唆している。Helen Watanabe-O'kelley, *Triumphall Shews: Tournaments at German-Speaking Courts in their European Context 1560-1730* (Berlin 1992)を参照せよ

73 Eugène Hatin, *Bibliographie histrique et critique de la presse périodique française* (Paris 1866)を参照せよ。同書にはオランダ共和国内で出版されたフランスの『ガゼット』が収録されている。また、Monique Vincent, *Mercure Galant. Extraordinaire Affaires du temps. Table analytique de tous les articles publiés 1672-1710* (Paris 1998).

74 Burke, *Fabrication* はこの過程に関する簡潔な要約を提供する。より以前には次の文献によってその要点が述べられている。Jürgen Voss, 'Mäzenatentum und Ansätze systematischer Kulturpolitik im Frankreich Ludwig XIV.', in *Europäische Hofkultur*, Buck et al., II, pp. 123-132. 王権のプロパガンダに関するより全般的な以下の諸研究と比較せよ。Jeffrey K. Sawyer, *Printed Poison, Pamphlet Propaganda, Faction Politics, and the Public Sphere in Early Seventeenth-Century France* (Berkeley and Los Angeles 1990); Joseph C. Klaitz, *Printed Propaganda under Louis XIV: Absolute Monarchy and Public Opinion* (Princeton 1976).

75 C.-F. Menestrier, *Histoire du Roy Louis le Grand. Par les Médailles, Emblèmes, Devises, Jettons, Inscriptions armoires et autres* (Paris 1691).

76 それでも、レオポルトは自らの歴史を書くように依頼した。Galeazzo Gualdo Priorato, *Historia di Leopoldo Cesare*, 3 vols. (Vienna 1970). グアルド・プリオラートの「賜暇」の状況については、HKA HZAB, fol. 2571 を参照せよ。その史料の中には、Herr Conte Gualdo Kaijl. Historico wegen seines zuverfertigung habenden Buchs 特別手当 12,200 フローリンが見られる。Goloubeva, *Glorification*, pp. 60, 102 と比較せよ

77 Goloubeva, *Glorification*, pp. 59. *Wienerisches Diarium* in ÖNB, 393-052 B-D-E Kat oder microfilm 226.を参照せよ。帝国やヨーロッパの規模で、Merian, *Theatrum Europaeum* (電子版はアウクスブルク大学図書館の次の URL から入手可能 <http://digbib.bibliothek.uni-augsburg.de/2/>)を、もう一つのフランクフルトの定期刊行誌 *Diarium Europaeum*、あるいは例えば、情報源を持ち、1690 年以降、年二回刊行された *Europische Mercurius* のようなオランダの定期刊行誌などと比較せよ

78 Evans, *Making*, pp. 41-42. 同書はイエズス会士個人やこの修道会がハプスブルク家の「普遍的事業」に対してなした貢献をしばしば検討している。イエズス会の導入については Goloubeva, *Glorification*, pp. 52-56; Khevenhüller, *Tagebuch*, VII, pp. 181, n. 218; VIII, p. 12. [謁見中のケーフェンヒュラーとマリア・テレジアとの会話 1774 年 3 月 2 日]

79 Goloubeva, *Glorification*, pp. 103-120, コスモヴェリウスについては *ibid.*, 51-52. ÖNB に収録されたコスモヴェリウス校訂によるフランチェスコ・スバッラのこの当時のテキスト

を参照せよ。レオポルトとマルガレーテ=テレジアの結婚式に伴う祝祭の規模についての同時代人の記述については、Vehse, *Geschichte der deutschen Höfe*, II, 5, pp. 117-155 を参照せよ。また、Richard Alewyn and Kaerl Sälzle, *Das Grosse Welttheater. Die Epoche der höfischen Feste in Dokument und Deutung* (Hamburg 1959), pp.103-119 と比較せよ

80 *Privatbriefe*, I, p. 382. 更なる事例は以下を参照せよ。Goloubeva, *Glorification*, p. 48.

81 Pölnitz, *Mémoires*; Jean-Baptiste de Monicart, *Versailles immortalisé par les merveilles parlantes de bâtimens, jardins, bosquets, parcs, statues, termes & vases* (Paris 1720).

82 Matthaeus Merian, *Topographia Germania – Österreich* (Frankfurt 1649-1656: repr. Kassel 1963), pp. 44-45. 同様のコメントは以下でも見られる。Casimir Freschot, *Mémoria de la Cour de Vienna, contenant les remarques d’un voyage curieux sur l’état de certe Cour, & sur ses interêts* (Cologne 1706), pp. 4-5; Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, pp. 213-219; Pölnitz, *Mémoires*, I, pp. 287, 304; Pribram, ‘Berichte eines Franzosen’, pp. 273, 295; 及び、Lhotsky, ‘Kaiser Karl VI. und seine Hof’, p. 57; Montesquieu, *Pensées*, no. 6, *Œuvres Complètes* (Paris 1964), p. 855; 大貴族の屋敷をモンテスキューが賞賛する以下の記述と比較せよ。Montesquieu, *Voyage en Europe*, p.212. Brown, *A Brief Account*, p. 153; Charles Patin, *Relations historiques et curieuses de voyage, en Allemagne, Angleterre, Hollande, Bohème, Suisse & c.* (Amsterdam, 1695), p. 3. ところで、以上2点は、より推奨される(more commendatory)。ホーフブルクの平凡さは、裕福な大貴族の建築が相次いだ1680年から1720年の数10年間にあって、もつとも際立ったものとなっていた。それ以前ならば、レオポルト翼棟は満足できる程度に壮麗だった。後のカール6世の増築がホーフブルクの威信を改善した。貴族の屋敷やその表象の優れた分析はPacer, ‘Ökonomie der Ehre’, pp. 311-336, 365-369. 皇帝の住居については Friedrich Polleroß, ‘Traditio und Recreation. Die Residenzen der österreichischen Habsburger in der Frühen Neuzeit’, *Maiestas* 6 (1998), pp. 91-148, および *Österreichische Zeitschrift für Kunst Denkmalpflege*, vol. 51 (1997)のいくつかの論考を参照せよ

83 Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, pp. 213-219; Pölnitz, *Mémoires*, I, pp. 287, 304. そのほか、非常に多くの記述にこの質素さへの反響は見られるが、それについての啓発的な議論は以下を参照せよ。Pacer, ‘Ökonomie der Ehre’, pp. 291-341.

84 *Reisen der de la Courts*, pp. 49-55.

85 Goloubeva, *Glorification of Emperor Leopold I*; Franz Matsche, *Die Kunst im Dienst der Staatsidee, Kaiser Karl VI. Ikonographie, Ikonologie, und Programmatik des ‘Kaiserstils’*, 2 vols. (Berlin and New York 1981)を参照せよ。フリードリヒ・ポーロスによる一連の著作、そして比較に基づく長期的な射程を持った Thomas H. von der Dunk, *Das deutsche Denkmal: eine Geschichte in Bronze und Stein von Hochmittelalter bis zum Barock* (Cologne 1999); Burk, *Fabrication*; Sabatier, *Versailles ou la figure du roi*. 中央の模範の持つ限界と地域的伝統の順応性(resilience)はロジャー・メッタムによって指摘された。メッタムの研究は社会的・政治的

な領域から文化的な領域にまで射程が及んでいる。以下を参照せよ。Roger Mettam, 'Power Status, Precedence'. 次の、どちらかといえば懐疑的で、十分に根拠のある王権側のプロパガンダに対する評価と比較せよ。Engels, *Königsbilder*.

**86** Blanning, *Culture of Power and the Power of Culture*. 同書においては、ルイ 14 世の「権力の文化(culture of power)」はかなり壮大な形で現れるが、著者ブラウニングは、それと 18 世紀に国王によって抑制されることなく出現する「文化という権力」との対比を強調している